

## 帯広圏都市計画地区計画の変更（幕別町決定）

都市計画札内あかしや町北地区地区計画を次のように変更する。

### 1 地区計画の方針

名 称	札内あかしや町北地区 地区計画	
位 置	中川郡幕別町札内あかしや町の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	4.6 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、幕別町札内地区の中心部から西方約500mに位置しており、都市計画道路「札内南大通」に接する交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p>現在、地域全体で支え合う仕組みの構築や地域共生社会の実現に向け、医療・福祉施設のほか、地区コミュニティ形成のための施設、居住用施設、住民生活に必要な生活利便施設などの適正な配置を図るため、民間の開発行為により開発が予定されている。</p> <p>本計画では、当該開発行為の事業の効果の維持・増進を図り事業後に予想される建築物の用途の混在などによる環境の悪化を未然に防止し、地区周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当該開発行為の土地利用計画を基本としつつ、当地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>共生型業務居住地区 閑静で落ち着きのある医療・福祉系業務地の形成を図るとともに、地域住民が共に支え合い安全・安心に住み続けられる居住地区とする。</li> <li>共生型沿道サービス地区 前項の規定による共生型業務居住地区の施設のほか、都市計画道路「札内南大通」に面する地区であることから、住民生活に必要な沿道サービス施設を適正に配置し、利便性の高さを活かした土地利用と良好な街区の形成を図る地区とする。</li> </ol>
	地区施設の整備の方針	各施設利用者の利便性や安全性の向上を図るため、区画道路を整備する。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>共生型業務居住地区として周辺住宅市街地への環境保全と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用が図られるよう、それぞれの地区の土地利用に合った「建築物の用途制限」を定める。</li> <li>周辺住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の高さの最高限度または最低限度」を定める。</li> <li>うるおいとゆとりあるまちなみを形成するため「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</li> <li>民地に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又は柵の構造の制限」として塀を禁止とする。</li> </ol>

2 地区整備計画

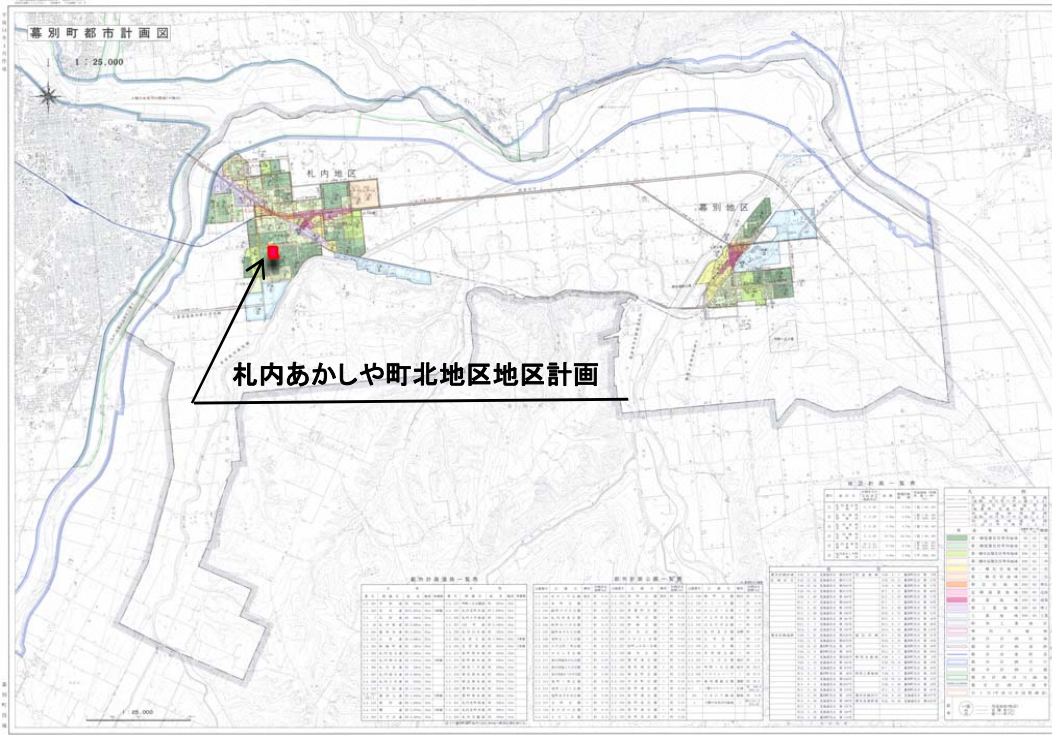
地 区 整 備 計 画	地区の名称	札内あかしや町北地区	
	地区整備計画を定める地区	計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積	4.6 ha	
	地区施設の配置及び規模	区画道路1号 幅員9m、延長約310m 区画道路2号 幅員8m、延長約40m	
	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	共生型業務居住地区 (3.8 ha)	共生型沿道サービス地区 (0.8 ha)
	建築物等の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 病院・診療所 (4) 店舗(床面積が500㎡を超えるものは除く) (5) 公衆浴場 (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 上記に係わる事務所 (8) 集会場 (9) 住宅 (10) 共同住宅、寄宿舎 (11) 長屋	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 店舗 (4) 事務所 (5) 郵便局(床面積が500㎡を超えるものを除く) (6) 公衆浴場 (7) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (8) 病院・診療所 (9) 集会場 (10) 住宅 (11) 共同住宅、寄宿舎 (12) 長屋
	建築物の敷地の最低限度		
	建築物の壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線から隣地境界線までの距離については、高さが10m以下の建築物の最低限度は1m、高さが10mを超える建築物の最低限度は6mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。 2 1の規定にかかわらず、地区計画区域東側境界線(以下「東側境界線」という。)の都市計画道路3・4・207札内南大道路境界線から町道あかしや団地道路10号北側道路境界線までについては、外壁等の中心線から東側境界線までの距離の最低限度を高さが10m以下の建築物は4m、高さが10mを超える建築物の最低限度は6mとする。 3 外壁等の中心線から道路境界線(隅切り部分は除く。)までの距離の最低限度は1mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りではない。	
	建築物等の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度は15mとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限		
垣又は柵の構造の制限	門の高さは1.5m以下とする。 塀は禁止とする。 ただし、柵及び生け垣はこの限りではない。なお、柵の材質は、金属製又は木製とし、開口面積は50%以上とする。柵の基礎及び敷地の土留めの高さは、車道縁石天端より0.4m以下とする。		
備考	用語の定義及び面積、高さ等の算定方法等については、建築基準法及び同法施行令による。		

理 由

医療・福祉拠点としての充実を図るとともに、住民が共に支え合い、安心・安全に住み続けられる地区とするための居住を確保するため、地区計画及び地区整備計画を変更する。

# 帯広圏都市計画札内あかしや町北地区地区計画 位置図・計画図

## 位置図



## 計画図

